

所得税の **確定申告** 等について

税務課では、所得税の確定申告等について今月号と2月号でお知らせします。

- 今月号「所得から控除できるもの」「農業所得の申告について」
- 2月号「申告受付・申告相談の内容」「農業所得の申告について」

◎所得から控除できるもの

「平成19年度個人住民税の申告」及び「平成18年分所得税の確定申告」の申告受付が2月16日から3月15日に実施されます。この申告の時に所得から差し引かれる各種の控除があります。ここでは、それらの内容の一部を紹介します。

なお、各種控除は一定の要件を満たすことで適用されますが、なかには証明書や領収書などの提出、提示が必要なものがありますのでご注意ください。

◆ 雑損控除

震災や火災などの災害、盗難又は横領によって、日常生活に必要な資産などに損害を受けた場合に対象となります。保険金などで補てんされる金額は除かれます。また、災害等に関連して支出した金額がある場合は、その支出金の領収書等が必要です。

◆ 医療費控除

本人又は本人と生計を一にする配偶者、その他の親族のために医療費を支払ったとき。また、病状や介護サービスなどの提供に応じて一般的に支出される水準を著しく超えないものが対象となります。ただし、保険金などで補てんされる金額を除きます。また、医療機関等の領収書が必要です。

なお、おむつ代の医療費控除を受ける場合は、傷病により6か月以上寝たきりの状態の人は医師の発行する「おむつ使用証明書」があれば対象となります。また、要介護認定を受けている人は、「おむつ使用証明書」を税務署・税務課に提示して申告した場合、次年度以降の申告は、その都度高年福祉課が発行する「主治医意見書内容確認書」を提出することで対象となります。

◆ 社会保険料控除

本人又は本人と生計を一にする配偶者、その他の親族が負担することになっている社会保険料（健康保険料、年金掛金など）を支払ったり、給与等から差し引かれた場合に対象となります。ただし、国民年金等の掛金については、社会保険庁などが交付する支払証明書の提出、提示が必要です。

◆ 生命保険料控除

本人や配偶者、その他の親族を受取人とする生命保険契約等により支払った生命保険料又は掛金及び本人又は配偶者を受取人とする個人年金保険契約等により支払った個人年金保険料又は掛金がある場合に契約者の人のみ対象となります。また、保険会社などの保険料支払証明書等が必要です。

◆ 損害保険料控除

本人又は本人と生計を一にする配偶者、その他の親族が常時居住している家屋や生活に通常必要な家具などを保険や共済の目的としたり、身体の傷害や疾病により病院等に入院・通院して医療費を支払ったことなどに対し

◇◇◇◇ 農業所得の申告について ◇◇◇◇

以前からお知らせしてまいりましたとおり「平成19年度個人住民税の申告」及び「平成18年分所得税の確定申告」から農業所得の計算方法が変わります。

農業所得標準表が廃止され収入から必要経費を差し引く収支計算による申告となりますので、農業所得の申告が必要な方は、明細書・領収書等を整理し、収支計算書を作成して申告してください。

※ 大変多くの方が農業所得を申告されると思われます。従いまして収支計算書を作成されずに申告会場に来られた場合は、個別指導等の時間を取るのが困難となるため、ご自身で収支計算書を作成していただいた後に受付することになりますので、必ず事前に収支計算書を作成してください。

なお、収支計算書の記入方法が解らない場合は、申告受付開始日の2月16日までに税務課へお問い合わせください。

詳しくは、朝来市税務課市民税担当（TEL 672 - 6119）にお問い合わせください。